

厚生労働省「ITマスター」認定申請要領（平成29年度申請者用）

（目的）

日本の労働生産性を向上させるためには、労働者一人ひとりが情報技術を有効に活用できることが重要です。そのためには、小中高の若年世代から情報技術に慣れ親しみ、使いこなせる能力を身につけることのできる環境整備が必要となっています。

ITリテラシーの強化や、将来のIT人材育成に向けて、小学生から高校生にかけて段階的に情報技術に関する興味を喚起するとともに、情報技術を使いこなす職業能力を付与するため、情報技術関連の優れた技能を持つ技能者を「ITマスター」として派遣し、講習等を実施します。

※注1 ITマスターの登録は、雇用の紹介・斡旋をするものではありません。

※注2 この制度は、中小企業・団体等のほか教育訓練機関（小中高）等からの実施要望に基づいて、登録されているITマスターの中から適任者を派遣し、技能競技大会の課題や技能検定試験の課題を活用した実技指導を行うほか、小中学校の授業等におけるIT技能の楽しさを伝える活動を行うものです。

（実施体制）

- (1) ITマスターの認定・登録に必要な事項は、中央技能振興センター（以下「センター」という。）が行います。
- (2) ITマスターの募集等に係る事務、中小企業等からの実技指導等の要請に基づくコーディネートは、地域技能振興コーナー（以下「コーナー」という。）が行います。
- (3) センター及びコーナーは、厚生労働省の委託を受け中央職業能力開発協会（以下「中央協会」という。）、都道府県職業能力開発協会（以下「都道府県協会」という。）が開設しているものです。

（認定基準）

ITマスターは、「別表1」左欄各号に掲げる職種（以下「認定対象職種」という。）ごとに、次の(1)から(3)までのすべてに該当する必要があります。

- (1) 入職からの実務経験が通算7年以上（情報技術に係る修士課程を修了している場合には実務経験5年以上で可）
 - (2) 以下の情報技術関連に関する資格のいずれかを有すること。（職種ごとの認定基準に該当する資格は、「別表2」を参照）
 - ア 情報処理技術者試験応用情報技術者試験合格者
 - イ 技能検定（ウェブデザイン）1級
 - ウ 上記ア、イに相当する資格を有する者（ITSS（※）のスキル習熟度レベル3～4に相当すること）
 - エ 上記の資格を有さない場合は、技能五輪全国大会のウェブデザイン、若年者ものづくり競技大会のITネットワークシステム管理、ウェブデザイン、グラフィックデザイン、オフィスソフトウェア・ソリューション、ロボットソフト組込の各職種で優秀な成績を収めた者（銅賞以上の入賞者）であること。
 - (3) 技能の継承や後進者の育成に関して意欲を持って活動する意思及び能力があること
- （※）ITスキル標準：経済産業省が定めている個人のIT関連能力を職種や専門分野ごとに明確化・体系化しIT人材に求められるスキルやキャリア（職業）を示した指標。

(申請資格)

次の要件を満たしていることを申請資格とします。

- (1) 応募時に、企業等に所属している方は代表者又は所属長の、それ以外の方は第三者（いずれも二親等以内の親族関係にある者及び個人名のみを推薦を除く。）から、IT マスターとしてふさわしい者として推薦を受けられる方。
- (2) 認定を受けた場合、プロフィール・指導内容等の公表が可能であること。

(申請方法)

- (1) 認定を希望する方は、コーナーへ「IT マスター認定申請書（以下「申請書」という。）」を提出してください。提出先は、原則として在職者の方は事業所所在地、在職者でない方は居住地のコーナーとしています。
- (2) コーナーにおいては、受付の際に認定基準、申請資格に該当するか確認のうえ、必要に応じて面接を行い認定審査のために「申請書」をセンターへ提出します。

(認定申請書の記入に当たっての留意事項)

- (1) 認定要件等の確認に必要な資格・免許等の写しを認定申請書に添付してください。（写しは縮小も可。）
- (2) 認定申請書の各項目の記載に当たっては、楷書体で簡潔に記入してください。
なお、ホームページへの掲載文字数の制限を設けていることから、記入内容が文字制限数を超えた場合は、一部割愛することがあります。
- (3) 記載項目のうち、「得意とする指導内容」欄には、「指導する職種」、「対象となる作業等」、「指導内容/方法/目標到達度等」の順でご記入ください。
- (4) 企業に所属している方は企業の承諾が必要となりますので、認定申請書の推薦欄に代表者又は所属長等の署名捺印のうえ提出してください。

(IT マスター認定及び登録)

- (1) センターでの審査の結果は、コーナーを経由して通知されます。IT マスターに認定された方には IT マスター認定証を併せて交付します。
- (2) 認定された IT マスターとして活動するためには、コーナーが実施する指導技法等講習を受講する必要があります（受講料は無料です）。なお、次に該当する方は指導技法等講習の受講免除が受けられますので、申請時に証明書類の写しを添えてお申し出ください。

①48 時間講習修了者

②職業訓練指導員免許保持者

- (3) IT マスターに認定された方はデータベースに登録し、HP「ものづくりマイスターデータベース」で認定職種及び次の内容を公表します。

- ① 氏名及び性別
- ② 登録地(都道府県名)
- ③ 所属企業名及び所在地（市区町村まで）
- ④ 技能に係る主な取得資格・免許等
- ⑤ 得意とする指導内容
- ⑥ 活動条件
- ⑦ 主な指導実績（指導の目的・内容、期間）

(WEB 上で環境依存文字となる漢字は JIS 第 1 水準、第 2 水準文字で表示します。)

なお、上記以外の内容は、厚生労働省、センター、コーナーの関係者のみが、当該事業の共有情報として扱います。

(登録内容の変更)

IT マスターの登録内容に変更が生じた場合は、指定された書面（「IT マスター認定申請書」）に変更に係る必要事項（申請種別、認定番号、氏名及び変更が生じた内容）を記入の上、速やかに登録地のコーナーへ提出してください。

(登録の解除)

次の事項のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すものとします。

- (1) 本制度の目的又は内容を逸脱した行為を行ったと認められる場合、又は今後の活動が見込めない場合
- (2) 登録内容に虚偽が判明し、悪質と判断した場合
- (3) IT マスター本人から、登録取消しの申し出があった場合

(IT マスターの派遣活動)

派遣技能指導者として、厚生労働省が定める事業実施要領及び各コーナーの事業計画に基づいた派遣を依頼します。

(個人情報の取り扱い)

提出いただいた個人情報は、個人情報保護法の趣旨に則り適切に管理いたします。

なお、個人情報の取扱い等については、受託者である中央協会及び都道府県協会のホームページ等を参照してください。

別表 1

I T マスター 認定対象職種

I T マスター 認定職種名	技能検定職種 (1 職種)	技能競技大会の競技職種 (5 職種)
(1) ウェブデザイン	ウェブデザイン	ウェブデザイン
(2) IT ネットワークシステム管理		IT ネットワークシステム管理
(3) グラフィックデザイン		グラフィックデザイン
(4) オフィスソフトウェア・ ソリューション		オフィスソフトウェア・ ソリューション
(5) ロボットソフト組込		ロボットソフト組込

別表 2

IT マスター 職種別関連資格

職種名	資格	更新制度
(1) ウェブデザイン	情報処理技術者試験応用情報技術者試験	無
	技能検定ウェブデザイン 1 級	無
	HTML5 プロフェッショナル認定試験 Level.2	有(5 年)
	PHP5 技術者認定 上級以上	無
(2) IT ネットワーク システム管理	情報処理技術者試験応用情報技術者試験	無
	情報処理技術者試験情報セキュリティスペシャリスト試験	無
	情報処理技術者試験情報データベーススペシャリスト試験	無
	情報処理技術者試験情報ネットワークスペシャリスト試験	無
	情報処理技術者試験情報プロジェクトマネージャ試験	無
	CCIE (Cisco Certified Internetwork Expert)	有(2 年)
	CCNP (Cisco Certified Network Professional)	有(3 年)
	LPIC (Linux 技術者認定) レベル 3	有(5 年)
	MCITP(マイクロソフト認定 IT プロフェッショナル) MCSE(マイクロソフト認定ソリューションエキスパート)	無
	ORACLE MASTER Gold および Professional 以上	無(再認定制度有)
	ORACLE Specialization / Expert 以上	
(3) グラフィックデザイン	DTP エキスパート	有(2 年)
	クロスメディアエキスパート	有(2 年)
(4) オフィスソフトウェア・ソリューション	情報処理技術者試験応用情報技術者試験	無
	情報処理技術者試験情報データベーススペシャリスト試験	無
	情報処理技術者試験情報プロジェクトマネージャ試験	無
	情報処理技術者試験情報システムアーキテクト試験	無
	MCITP(マイクロソフト認定 IT プロフェッショナル) MCSE(マイクロソフト認定ソリューションエキスパート) MCSA(マイクロソフト認定ソリューションデベロッパー)	無
	IT 検証技術者認定試験 中級 IT 検証技術者レベル 1 以上	無
	JCSQE(ソフトウェア品質技術者資格)中級	無
	ORACLE MASTER Gold および Professional 以上	無(再認定制度有)
	ORACLE Specialization / Expert 以上	
	(5) ロボットソフト組込	情報処理技術者試験応用情報技術者試験
情報処理技術者試験エンベッドシステムスペシャリスト試験		無

※更新制度のある職種については、認定申請時に有効期限内であること。

※情報処理技術者試験応用情報技術者試験については、制度改正前の試験（ソフトウェア開発技術者試験、第一種情報処理技術者試験、特種情報処理技術者試験）でも可能。